ブロック塀災害対策事業のご案内

1. ブロック塀等の撤去

対象　・不特定の者が通行する道路に面しており、危険と判断されるもの

　　　（コンクリートブロック塀の点検表等により危険度と判断されたもの）

　　　・高さが0.6ｍを超えるコンクリートブロック塀、レンガや石造りの塀な

どが対象です。

補助額　・撤去費用の３分の２

　　　　・撤去する長さ（ｍ）×９千円の３分の２

　　　　・限度額１５万円

　　　　上記のうちもっとも低い額

1. 軽量なフェンス・生垣への改修

対象　本補助金を活用して撤去するブロック塀の範囲に新設する軽量なフェンス・生垣

　　　※ブロック塀等の撤去と助成をあわせて助成を受けることができます。

　　　　建築基準法の基準を満たすもの

補助額　・改修費用の３分の１

　　　　・改修して設置するフェンス・生垣の長さ（ｍ）×２万５千円の３分の１

　　　　・限度額　１０万円

　　　　上記のうちもっとも低い額

1. ②ともに、かかった工事費の一部を助成します。

ただし、安全点検を建築士や専門業者などの依頼した場合の相談料や診断料は含まれません。

※申請に必要な添付書類等については、建設課へお問い合わせください。

　実施予定数　２件　（予算の範囲内で実施）

　申請期限　平成３１年２月２８日

　問合せ先　建設課　電話　７５－３３０６